

小規模事業者持続化補助金〈一般型 通常枠〉  
公募要領 第4版からの主な変更点

No.	頁	公募要領 第6版	公募要領 第4版
1	表紙	第6版：2026年3月6日	第4版：2025年9月29日
2	表紙	小規模事業者持続化補助金〈一般型 通常枠〉 第19回公募 公募要領	小規模事業者持続化補助金〈一般型 通常枠〉 第18回公募 公募要領
3	表紙	2026年3月 小規模事業者持続化補助金事務局	2025年9月 小規模事業者持続化補助金事務局
4	1	○本補助金事業は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）に基づき実施されます。補助金の不正受給が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令、不正の内容の公表等や、5年以下の拘禁刑もしくは100万円以下の罰金に処せられ、又はこれを併科されることがあります。	○本補助金事業は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）に基づき実施されます。補助金の不正受給が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令、不正の内容の公表等や、5年以下の拘禁刑もしくは100万円以下の罰金に処せられることがあります。
5	1	○小規模事業者持続化補助金〈創業型〉との重複申請はできません。	○小規模事業者持続化補助金〈創業型〉第1回公募又は第2回公募との重複申請はできません。
6	1	※商工会地区の補助金事務局等：株式会社ニューズベース、 <b>全国商工会連合会、各地商工会</b>	※商工会地区の補助金事務局等：株式会社ニューズベース
7	3	○公募期間：公募要領公開：2026年1月28日（水） 申請受付開始：2026年3月6日（金） 申請受付締切：2026年4月30日（木）17：00 ※予定は変更する場合があります。	○公募期間：公募要領公開：2025年6月30日（月） 申請受付開始：2025年10月3日（金） 申請受付締切：2025年11月28日（金）17：00 ※予定は変更する場合があります。

		事業支援計画書（様式4）発行の受付締切：2026年4月16日（木）	事業支援計画書（様式4）発行の受付締切：2025年11月18日（火）
8	3	<p>&lt;今後の公募予定&gt;</p> <p>第20回：今春～夏に公募要領の公開を予定。※予定は変更することがあります。</p>	<p>&lt;今後の公募予定&gt;</p> <p>第19回：申請受付開始2026年5～6月頃を予定 ※予定は変更する場合があります。</p>
9	3	<p>○補助事業の流れ：</p> <p>（中略）</p> <p>▶地域の商工会・商工会議所から事業支援計画書の発行を受けます。【発行受付締切：2026年4月16日】</p> <p>▶申請書類を提出します。【申請受付締切：2026年4月30日17:00】</p> <p>▶審査の結果、採択が決定されると補助金事務局から「採択通知書」が送付されます。</p> <p>【採択発表予定日：2026年7月頃予定】</p> <p>※申請数等により予定は変更する場合があります。</p> <p>▶入手価格の妥当性を証明できる見積書等を提出します。【提出期限：2027年5月30日】（注1）</p>	<p>○補助事業の流れ：</p> <p>（中略）</p> <p>▶地域の商工会・商工会議所から事業支援計画書の発行を受けます。【発行受付締切：2025年11月18日】</p> <p>▶申請書類を提出します。【申請受付締切：2025年11月28日17:00】</p> <p>▶審査の結果、採択が決定されると補助金事務局から「採択通知書」が送付されます。</p> <p>【採択発表予定日：2026年3月頃予定】</p> <p>※申請数等により予定は変更する場合があります。</p> <p>▶入手価格の妥当性を証明できる見積書等を提出します。【提出期限：2027年1月29日】（注1）</p>
10	3	<p>（注1）見積書等の提出期限(2027年5月30日)までに見積書等の提出がなされていない場合は、採択取消しとします。</p>	<p>（注1）見積書等の提出期限(2027年1月29日)までに見積書等の提出がなされていない場合は、採択取消しとします。</p>
11	4	<p>※「常時使用する従業員」の数は申請時において常時使用する従業員の数で判断ください。具体的には、「中小企業基本法」（昭和38年法律第154号）上の常時使用する従業員をいい、「労働基準法」（昭和22年法律第49号）第20条の規定に基づく「解雇の予告を必要とする者」をいいます。これには日雇労働者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試用期間中の者は含まれません。また会社役員や同居の親族従業員は含まれません。</p> <p>※賃上げ特例及び賃上げ加点を活用される場合の従業員の考え方とは異</p>	—

		なることにご注意ください。詳細は P.9 を参照ください。	
12	6	(3) 小規模事業者持続化補助金<一般型 通常枠>において、「小規模事業者卒業加点」で採択を受けて、補助事業を実施した事業者。	—
13	7	(3) 補助事業実施期間内に補助事業が終了すること 補助金のお支払いをするためには、補助事業実施期間内に終了する補助事業であることが必要です。(補助事業実施期間：交付決定日から事業実施期限 (2027 年 6 月 30 日(水)まで)	(3) 補助事業実施期間内に補助事業が終了すること 補助金のお支払いをするためには、補助事業実施期間内に終了する補助事業であることが必要です。(補助事業実施期間：交付決定日から事業実施期限 (2027 年 2 月 26 日(金)まで)
14	8	(注) 小規模事業者持続化補助金<一般型 通常枠>において「インボイス特例」を活用して補助事業を実施した事業者、または小規模事業者持続化補助金<一般型>において「インボイス枠」(「インボイス特例」を含む)で採択を受けて補助事業を実施した事業者は、本特例の申請対象外です。	(注) 小規模事業者持続化補助金<一般型>において「インボイス枠」で採択を受けて補助事業を実施したもしくは、「インボイス特例」を活用して補助事業を実施した事業者は、本特例の申請対象外です。
15	9	(注) 事業場内最低賃金の算定対象者は、申請時点において在籍している従業員です(退職している従業員は、事業場内最低賃金の算定対象外です。また、在籍していても申請時点で産休・育休・介護休業・休職中の従業員は、申請時における算定対象者には含まれません。なお、補助事業終了時点で復職している場合は、実績報告時における算定対象者に含まれます。)	(注) 事業場内最低賃金の算定対象者は、申請時点において在籍している従業員です(退職している従業員は、事業場内最低賃金の算定対象外です。また、当初の計画通りに従業員の賃金の上げがなされていない場合も対象外となります)。
16	9	<u>賃金引上げ特例の適用要件</u> (注) 日々雇い入れられる者、2 か月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に 4 か月以内の期間を定めて雇用される者(ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は除く)は事業場内最低賃金の算定対象者の従業員には含まれません。また会社役員や同居の親族従業員は含まれません。	<u>賃金引上げ特例の適用要件</u> (注) 日々雇い入れられる者、2 か月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に 4 か月以内の期間を定めて雇用される者(ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は除く)は事業場内最低賃金の算定対象者の従業員には含まれません。
17	9	(注) 申請時点及び補助事業終了時点において、支給している事業場内最低賃金が、地域別最低賃金以上である必要があります(最低賃金法第 7	(注) 申請時点及び補助事業終了時点において、支給している事業場内最低賃金が、地域別最低賃金以上である必要があります。

		条に基づく最低賃金の減額特例許可を受けた従業員は除きます)。	
18	14	○採択結果の公表 (P.3) および交付決定は、当初予定より遅延する可能性があります。補助事業の計画にあたっては、スケジュールに十分な余裕を確保したうえで策定してください。	—
19	14	<u>旅費</u> 公募要領上の変更はございませんが、旅費の支給基準に変更がございます。詳細につきましては「参考資料」P.10 をご参照ください。	
20	15	○採択結果の公表 (P.3) および交付決定は、当初予定より遅延する可能性があります。補助事業の計画にあたっては、スケジュールに十分な余裕を確保したうえで策定してください。	—
21	17	・「諸経費」などの委託・外注に係る内訳が不明な費用	—
22	19	○内訳が不明な経費 (諸経費など)	—
23	21	(1) 受付開始及び締切 ○公募要領公開：2026年1月28日(水) ○申請受付開始：2026年3月6日(金) ○申請受付締切：2026年4月30日(木) 17:00 (事業支援計画書(様式4)発行の受付締切 2026年4月16日(木))	(1) 受付開始及び締切 ○公募要領公開：2025年6月30日(月) ○申請受付開始：2025年10月3日(金) ○申請受付締切：2025年11月28日(金) 17:00 (事業支援計画書(様式4)発行の受付締切 2025年11月18日(火))
24	23	受付締切：第19回受付締切分 補助事業実施期間：交付決定日より2027年6月30日(水)まで 補助事業実績報告書提出期限：2027年7月10日(土)	—
25	23	(1) (前略) なお、見積書の提出期限は2027年5月30日(日)です。	(1) (前略) なお、見積書の提出期限は2027年1月29日(金)です。
26	30	<u>令和6年能登半島地震等に伴う加点</u> 被害状況又は売上減による被害状況がわかる資料 ○直接被害と間接被害により提出書類が異なります。 詳細はP. 38を参照。	<u>令和6年能登半島地震等に伴う加点</u> 令和6年1月から令和7年10月の任意の1か月の売上高が前年同期、又は令和2年1月28日以前の同期と比較して20%以上減少したこと、令和6年の能登豪雨を行政機関が証した書面。

		<p>○被害の証明書（直接被害）  公的書類（令和6年能登半島地震等による罹災証明書等の地方自治体発行書類）</p> <p>○売上減少の証明書（間接被害）  地震被害の場合は令和6年1月から令和8年3月までの任意の1か月の売上、または豪雨被害のみの場合は令和6年9月から令和8年3月までの任意の1か月の売上が前年同期または令和2年1月28日以前の同期と比較して20%以上減少したことを行政機関が証した書面 ※  （例：セーフティネット保証4号の認定書や、地方自治体が独自に発行した証明書等）</p> <p>○原則、証明書の名義は事業者名であること。</p>	<p>（例：セーフティネット保証4号の認定書や、地方自治体が独自に発行した証明書等）</p> <p>○原則、証明書の名義は事業者名であること。</p>
27	31	<p><u>令和6年能登半島地震等に伴う加点</u>  被害状況又は売上減による被害状況がわかる資料  ※どちらの資料をご提出いただくかによりファイル名称が異なります。  詳細はP.38を参照。  ・被害の証明書（事業者名）または・売上減少の証明書（事業者名）</p>	<p><u>令和6年能登半島地震等に伴う加点</u>  令和6年1月から令和7年10月の任意の1か月の売上高が前年同期、又は令和2年1月28日以前の同期と比較して20%以上減少したこと、令和6年の能登豪雨を行政機関が証した書面。  ・売上減少の証明書（事業者名）</p>
28	34	<p><u>賃金引上げ加点</u>  （注）事業場内最低賃金の算定対象者は、申請時点において在籍している従業員です（退職している従業員は、事業場内最低賃金の算定対象外です。また、在籍していても申請時点で産休・育休・介護休業・休職中の従業員は、申請時における算定対象者には含まれません。なお、補助事業終了時点で復職している場合は、実績報告時における算定対象者に含まれます。</p>	<p><u>賃金引上げ加点</u>  （注）事業場内最低賃金の算定対象者は、申請時点において在籍している従業員です（退職している従業員は、事業場内最低賃金の算定対象外です。また、当初の計画通りに従業員の賃金の引上げがなされていない場合も対象外）。</p>
29	34	<p><u>賃金引上げ加点</u>  （注）日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者（ただし、所</p>	<p><u>賃金引上げ加点</u>  （注）日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者（ただし、所</p>

		定の期間を超えて引き続き雇用されている者は除く)は事業場内最低賃金の算定対象者の従業員には含まれません。また会社役員や同居の親族従業員は含まれません。	定の期間を超えて引き続き雇用されている者は除く)は事業場内最低賃金の算定対象者の従業員には含まれません。
30	34	<u>賃金引上げ加点</u> (注)申請時点及び補助事業終了時点において、支給している事業場内最低賃金が、地域別最低賃金以上である必要があります(最低賃金法第7条に基づく最低賃金の減額特例許可を受けた従業員は除きます)。	<u>賃金引上げ加点</u> (注)申請時点及び補助事業終了時点において、支給している事業場内最低賃金が、地域別最低賃金以上である必要があります。
31	37	<u>小規模事業者卒業加点</u> ※1:常時使用する従業員の考え方は、「2. 補助対象者」(P.4)をご参照ください。	<u>小規模事業者卒業加点</u> ※1:常時使用する従業員の考え方は、別紙「参考資料」をご参照ください。
32	38	<u>令和6年能登半島地震等に伴う加点</u> 令和6年能登半島地震等に起因して、自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害(直接被害)や売上減少の間接的な被害(間接被害)を受けた事業者に対し、政策的観点から加点を行います。	<u>令和6年能登半島地震等に伴う加点</u> 令和6年能登半島地震等に起因して、売上減少の間接的な被害を受けた事業者に対し、政策的観点から加点を行います。
33	38	<u>令和6年能登半島地震等に伴う加点</u> ※「小規模事業者持続化補助金<一般型 災害支援枠(令和6年能登半島地震等)>( <災害支援枠(令和6年能登半島地震)>含む。)」において、既に採択を受けて補助事業を実施している場合、本加点の対象外です。	<u>令和6年能登半島地震等に伴う加点</u> ※「小規模事業者持続化補助金<災害支援枠(令和6年能登半島地震)>」において、既に採択を受けて補助事業を実施している場合、本加点の対象外です。
34	38	<u>令和6年能登半島地震等に伴う加点</u> <b>【直接被害の場合】</b> ○石川県、富山県、新潟県、福井県内に補助事業の実施場所が所在し、かつ、地震被害または豪雨被害に伴う自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害を受けたことが地方自治体により発行された証明書等により確認できる事業者については、政策的観点から加点(=令和6年能登半島地震等に伴う加点)を行います。	<u>令和6年能登半島地震等に伴う加点</u> ○石川県、富山県、新潟県、福井県内に補助事業の実施場所が所在し、かつ、地震被害の場合、令和6年1月から令和7年10月までの任意の1か月間の売上、または、豪雨被害のみの場合、令和6年9月から令和7年10月までの任意の1か月間の売上が前年または前々年の同期間と比較して20%以上減少したことが、地方自治体により発行された証明書等により確認できる事業者については、政策的観点から加点(=令和6

		<p><b>【間接被害の場合】</b></p> <p>○石川県、富山県、新潟県、福井県内に補助事業の実施場所が所在し、かつ、地震被害の場合、令和6年1月から<b>令和8年3月</b>までの任意の1か月間の売上、または、豪雨被害のみの場合、令和6年9月から<b>令和8年3月</b>までの任意の1か月間の売上が前年<b>同期</b>または<b>令和2年1月28日以前</b>の<b>同期</b>と比較して20%以上減少したことが、地方自治体により発行された証明書等により確認できる事業者については、政策的観点から加点（＝令和6年能登半島地震等に伴う加点）を行います。</p>	<p>年能登半島地震等に伴う加点）を行います。</p>
35	39	<p>(1) 補助事業を実施することにより産業財産権が発生した場合は、その権利は補助事業者に帰属します。</p> <p>※本補助金の申請にあたっては、申請内容に含まれる<b>自社の開発技術、製品、サービス又はブランド等が、第三者の産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）に抵触しないよう十分留意すること。</b></p>	<p>(1) 補助事業を実施することにより産業財産権が発生した場合は、その権利は補助事業者に帰属します。</p>

以上